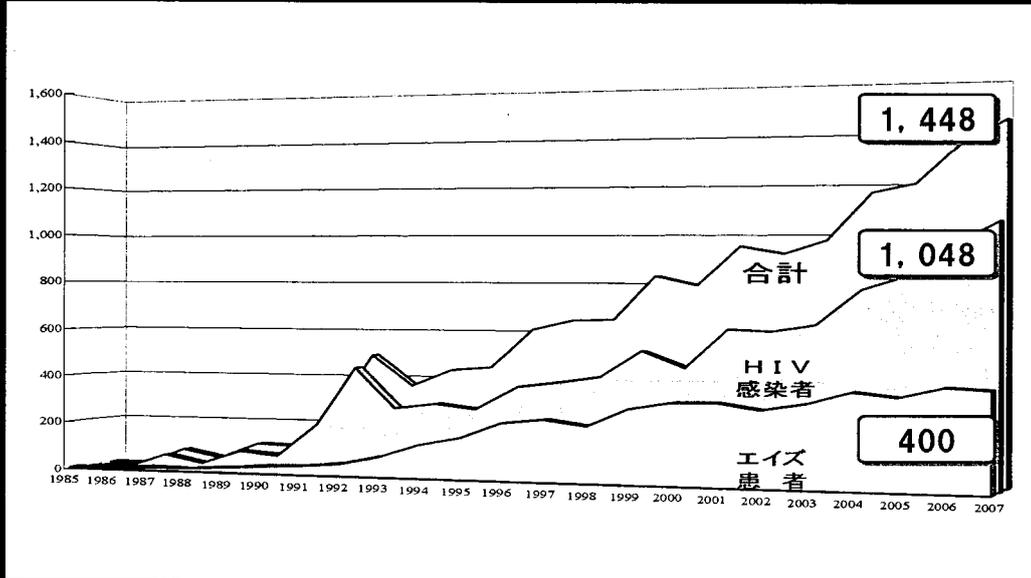


地方公共団体に対するモニタリングの現状と効果

厚生労働省健康局疾病対策課
山之内 芳雄

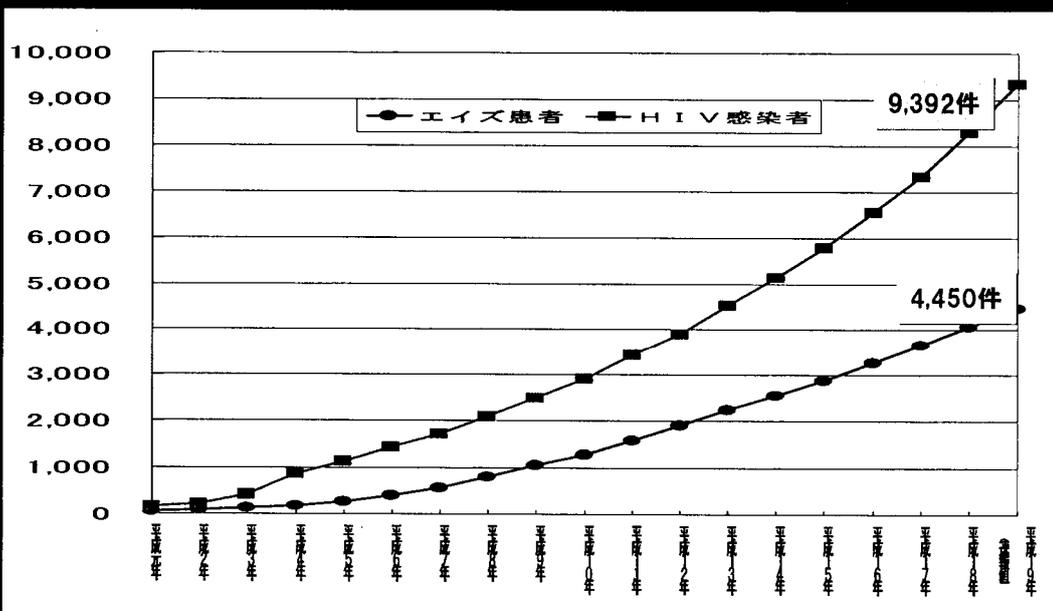
HIV／エイズの現状

増え続けるHIV感染者・エイズ患者報告数

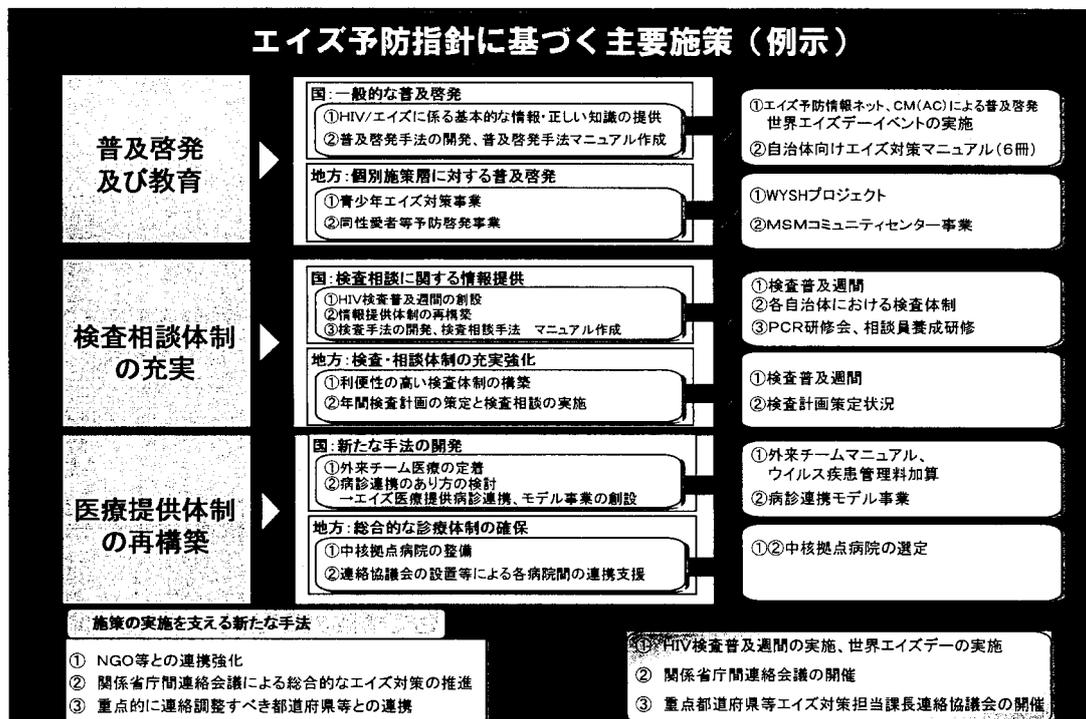


2007年厚生労働省エイズ動向委員会報告

日本における累計HIV感染者・エイズ患者報告数の年次推移



2007年エイズ動向委員会報告



エイズ予防指針の見直し(平成18年)

1 疾病概念の変化に対応した施策展開

～「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な病」へ

2 国と地方公共団体との役割分担の明確化

- ・ 国： リーダーシップ、技術的支援
- ・ 地方公共団体： 普及啓発、検査、医療体制の再構築

3 施策の重点化

～普及啓発及び教育、検査体制の強化、
医療提供体制の再構築

検査体制の強化

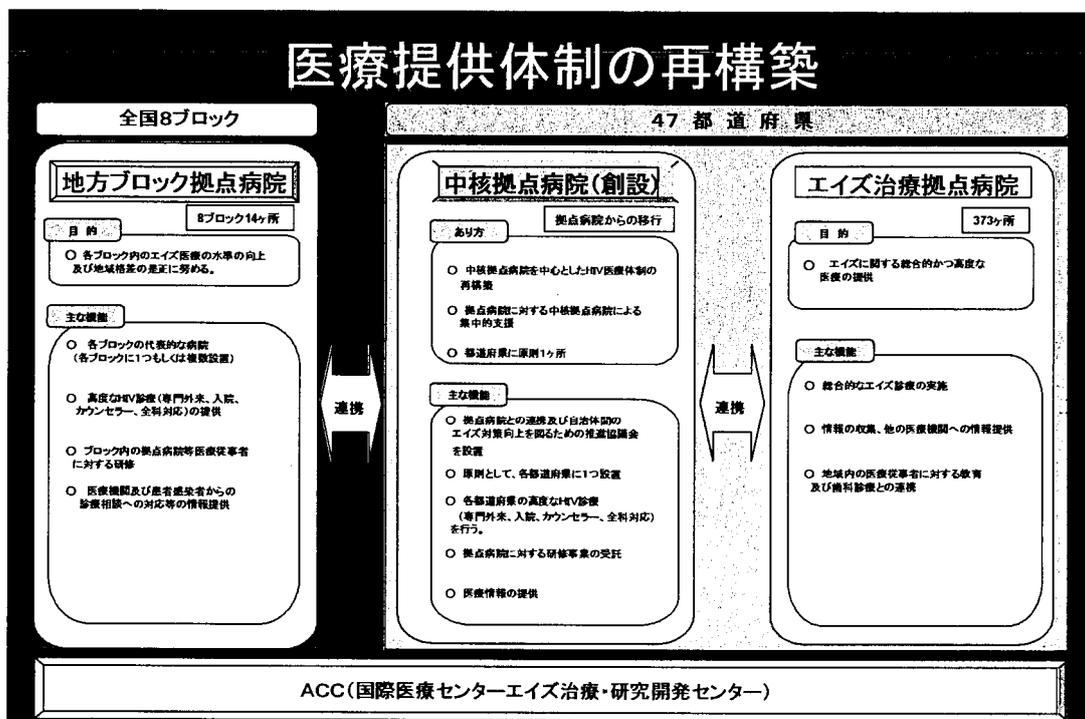
< 国の役割 >

- (1) 検査手法の開発
- (2) 行動変容につながる相談手法のマニュアル化
- (3) 検査、相談の利用に係る情報の周知
- (4) HIV検査普及週間の創設

< 地方公共団体の役割 >

- (1) 検査体制の周知
- (2) 検査計画を作成し計画的に実施
- (3) 利便性の高い検査体制 ・平日夜間 ・休日 ・迅速検査
- (4) 検査結果に応じた相談・カウンセリングの実施

医療提供体制の再構築



エイズ予防指針における中核拠点病院の位置づけ

エイズ予防指針(旧)

第三 医療の提供／一 医療提供体制の確保／1 医療機関の確保

「患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のHIV治療の中核的医療機関である国立国際医療センターエイズ治療・研究開発センター、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を強化し、医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。」

エイズ予防指針(新)

第三 医療の提供／一 総合的な医療提供体制の確保

「国及び都道府県は、患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のHIV治療の中核的医療機関であるACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を強化するとともに、エイズ治療拠点病院の中から都道府県ごとに原則として一か所を指定し、中核拠点病院を中心に、部局間の連携を計画的に進めることが重要である。」

中核拠点病院の機能

1 高度なHIV診療の実施

- ① HIV診療に十分な経験を有する医師を確保するとともに、外来における総合的なHIV診療が可能となる体制や、関係職種からなるチーム医療体制の整備が図られること
- ② HIV感染者に対する入院医療が可能となる体制を整備すること
- ③ 全科による診療体制を確保すること
- ④ カウンセリングを提供できる体制を整備すること

2 必要な施設・設備の整備

- ① 患者のプライバシーを守ることが可能な外来診療室を設置すること
- ② 病状に応じて、個室への収容が可能であること
- ③ 院内感染防止に関する必要な備品を整備すること
- ④ その他HIV診療に必要な機器を整備すること

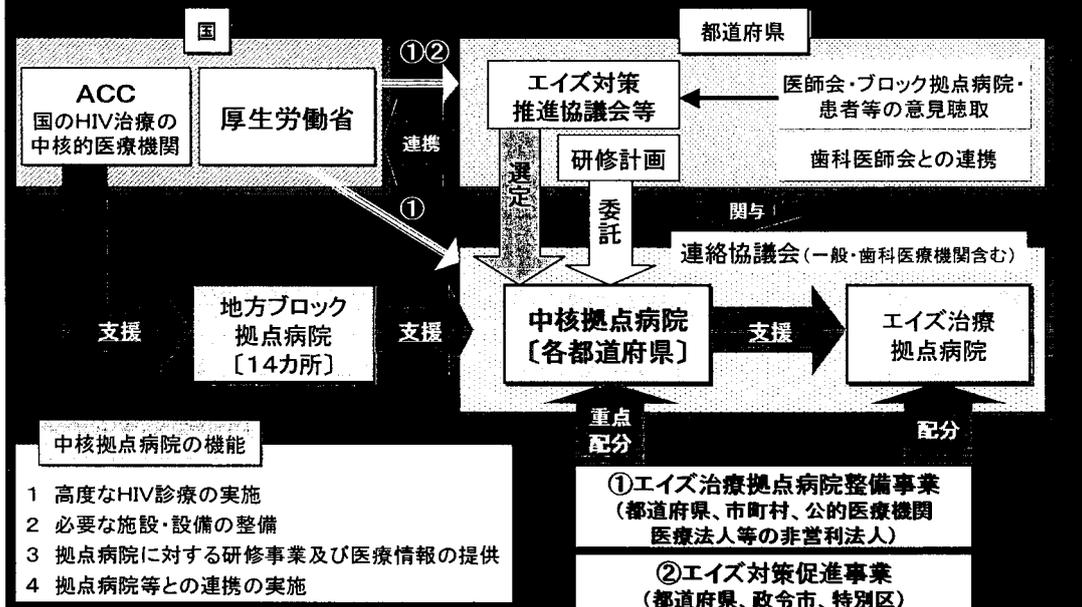
3 拠点病院に対する研修事業及び医療情報の提供

都道府県内の拠点病院の医療従事者等に対する各種研修を実施し、エイズ診療にあたる人材の育成を図ること。また、各都道府県内の拠点病院やHIV診療・ケアに関する情報を拠点病院の医療従事者に対して提供すること。

4 拠点病院等との連携の実施

中核拠点病院は、拠点病院等との連携を進めるため、連絡協議会を設置し、必要な連携調整を図ること。なお、連絡協議会の構成については、一般医療機関や歯科医療機関との連携が図られるよう委員の選任に配慮すること。

中核拠点病院を中心とした医療体制の再構築



都道府県の役割

- 1 中核拠点病院の選定にあたっては、地域のHIV感染の発生動向に留意しつつ、現行のHIV医療体制を評価した上で、単に中核拠点病院の選定にとどまらず、都道府県内において良質かつ適切なHIV医療を提供する観点から検討を進められたい。
- 2 都道府県は、適切な医療機関の連携を図るため、中核拠点病院が設置する連絡協議会の運営に積極的に関与されたい。
- 3 中核拠点病院や拠点病院の診療の質の向上を図るため、都道府県は、毎年度、研修計画を策定し、その実施にあたって全部又は一部を中核拠点病院に委託されたい。
- 4 都道府県は、患者等に対する歯科診療を確保するため、地域の実情に応じて、診療に協力する歯科診療所との連携を進められたい。そのため、都道府県歯科医師会と連携しながら、研修会等を通じ、HIV・エイズに対する正しい知識と感染防止対策の周知徹底等を図っていくことが求められる。

施策の実施を支える新たな手法

- 普及啓発等施策の実施におけるNGO等との連携強化
- 関係省庁間連絡会議の定期的な開催による総合的なエイズ対策の推進
- 政策評価を踏まえた都道府県等に対する重点支援
→ 感染者・患者数の多い都道府県等(16自治体)
との重点的な連携

重点的に連絡調整すべき都道府県等
の選定について

選定の背景と目的

< 背景 >

従来、わが国におけるHIV感染者やエイズ患者の発生動向については、関東地方を中心として増加してきたが、近年、地方の大都市においても感染者・患者が増加傾向にある。

< 目的 >

HIV感染者やエイズ患者の報告数が特に多い地域の地方自治体と重点的に連絡調整を行うことにより、効果的なエイズ対策を進める。

選定基準

< 選定基準 >

- ① 過去3年間の新規HIV感染者・エイズ患者合計報告数平均の人口10万人に対する割合が全国平均以上の都道府県及び当該都道府県内の政令指定都市
- ② HIV感染者・エイズ患者の報告数が著しく多い地域

対象自治体(16自治体)

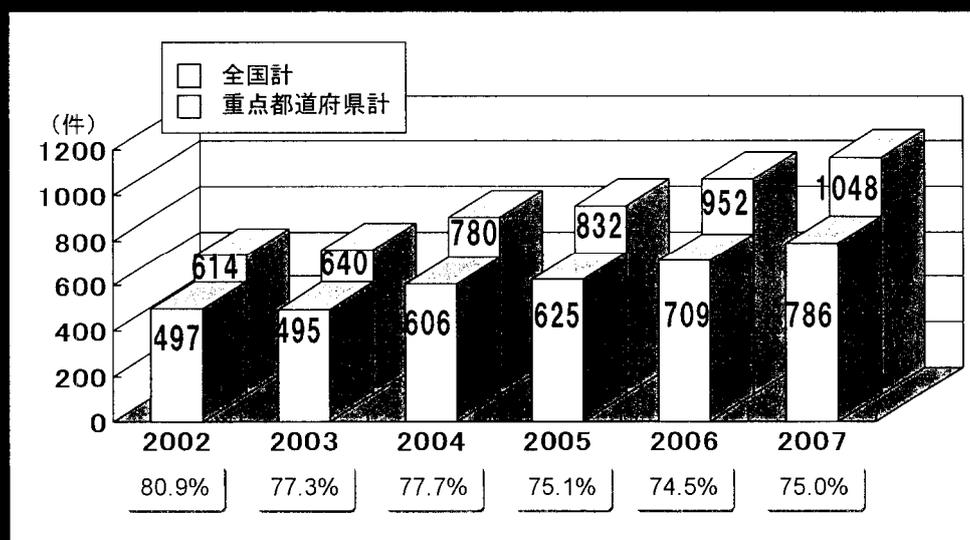
都道府県(10自治体)

茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
長野県、愛知県、大阪府、沖縄県

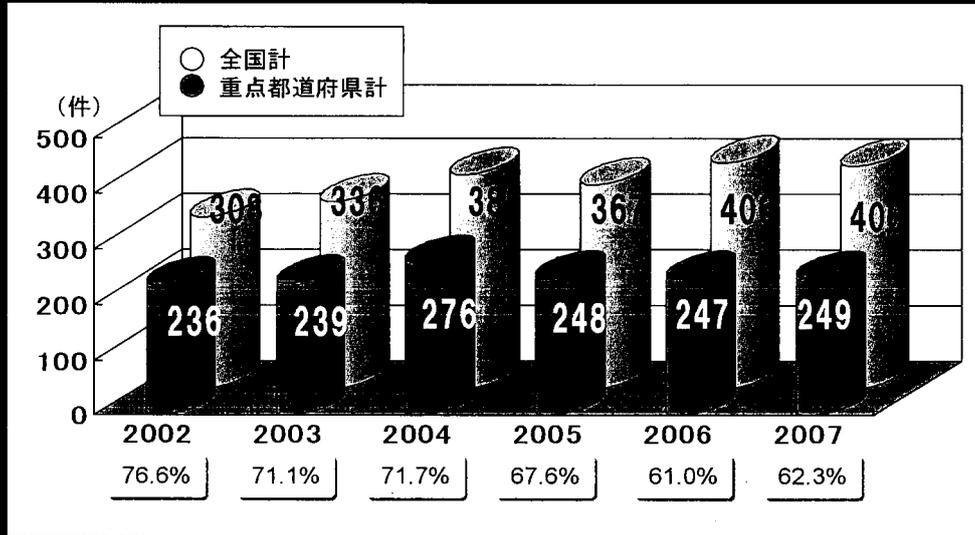
政令指定都市(上記都道府県内の6自治体)

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市

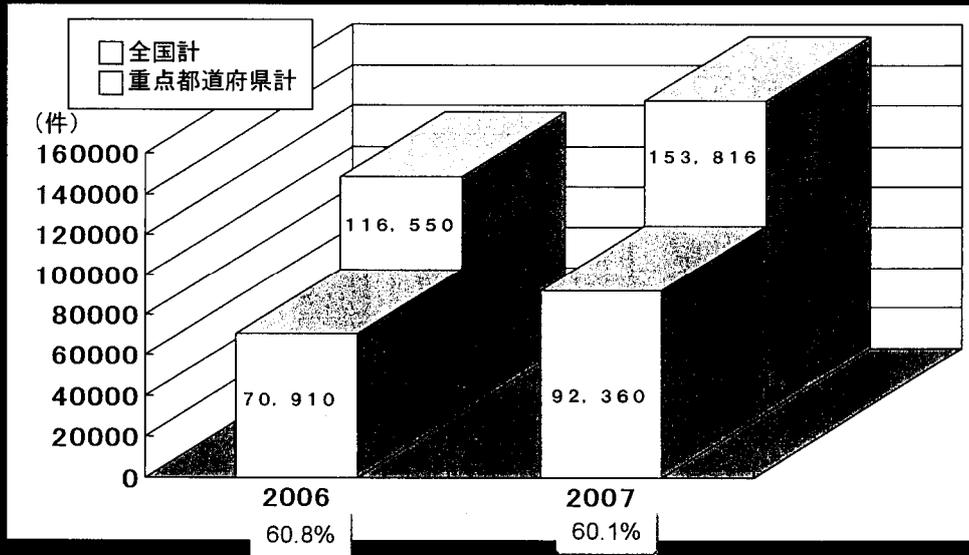
10重点都道府県のHIV感染者報告数



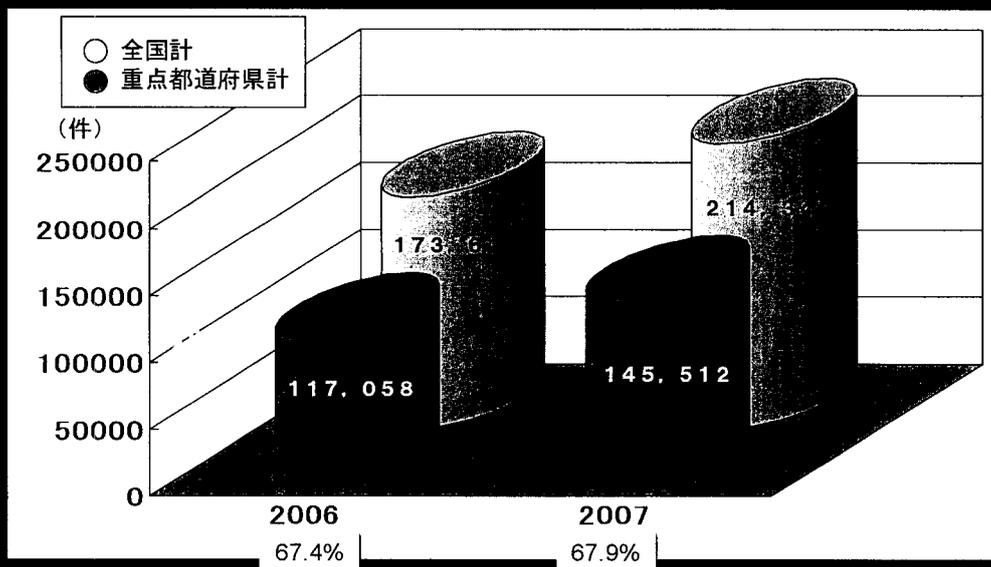
10重点都道府県のエイズ患者報告数



10重点都道府県のHIV検査件数



10重点都道府県の相談件数



自治体のモニタリングについて

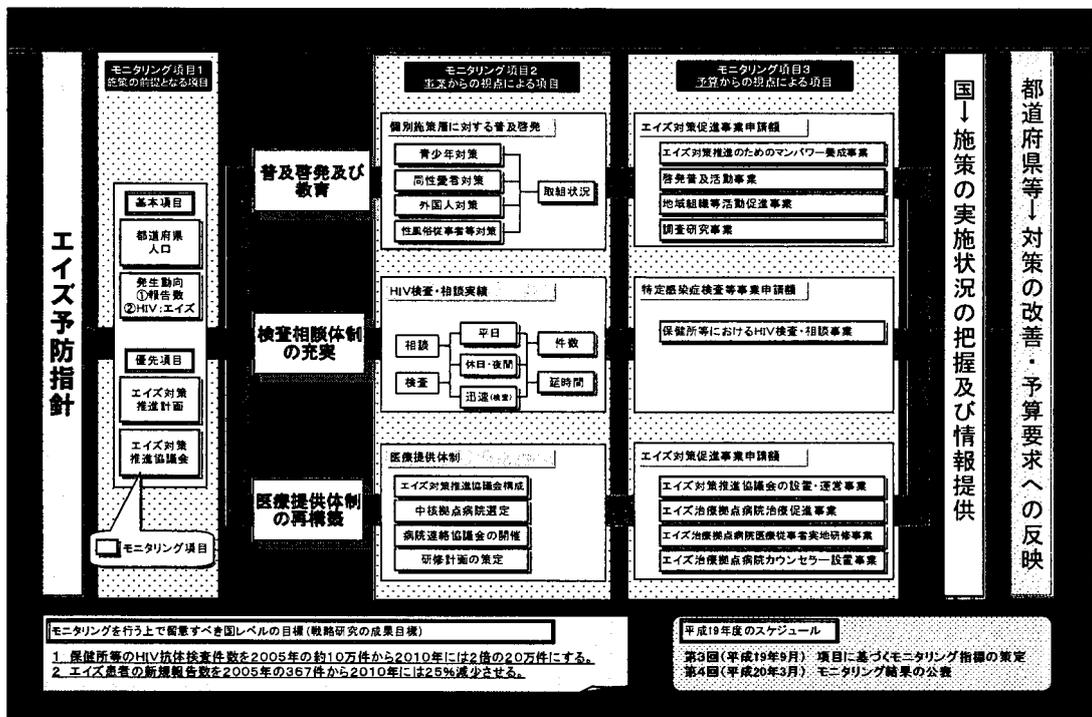
(第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携)

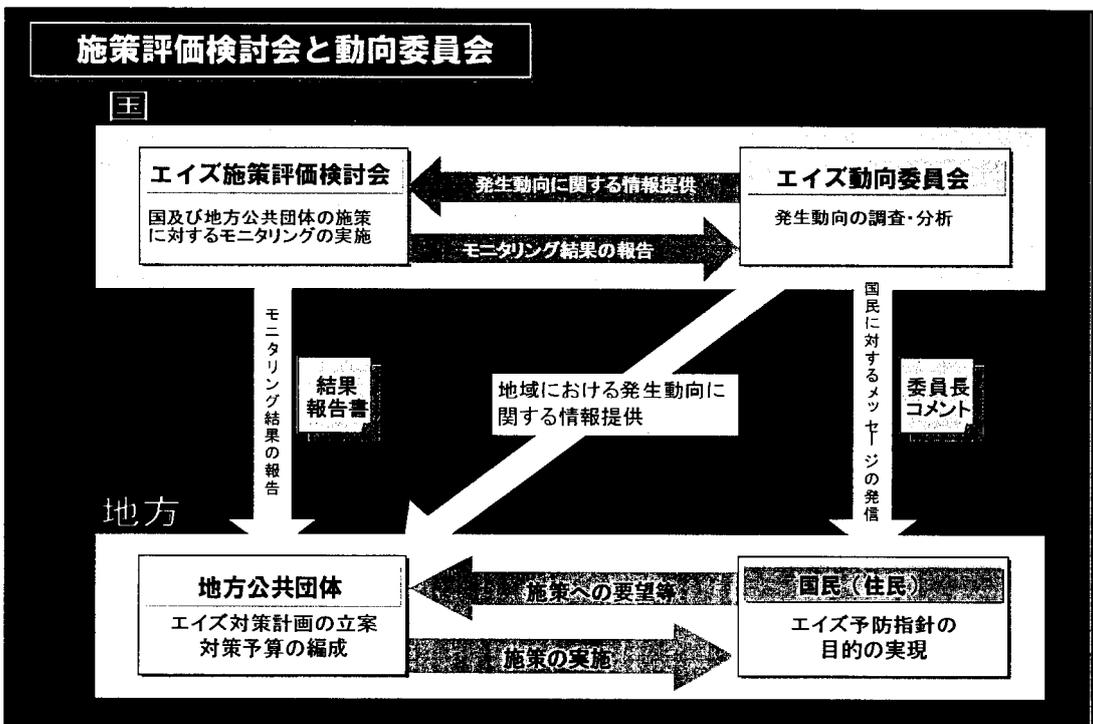
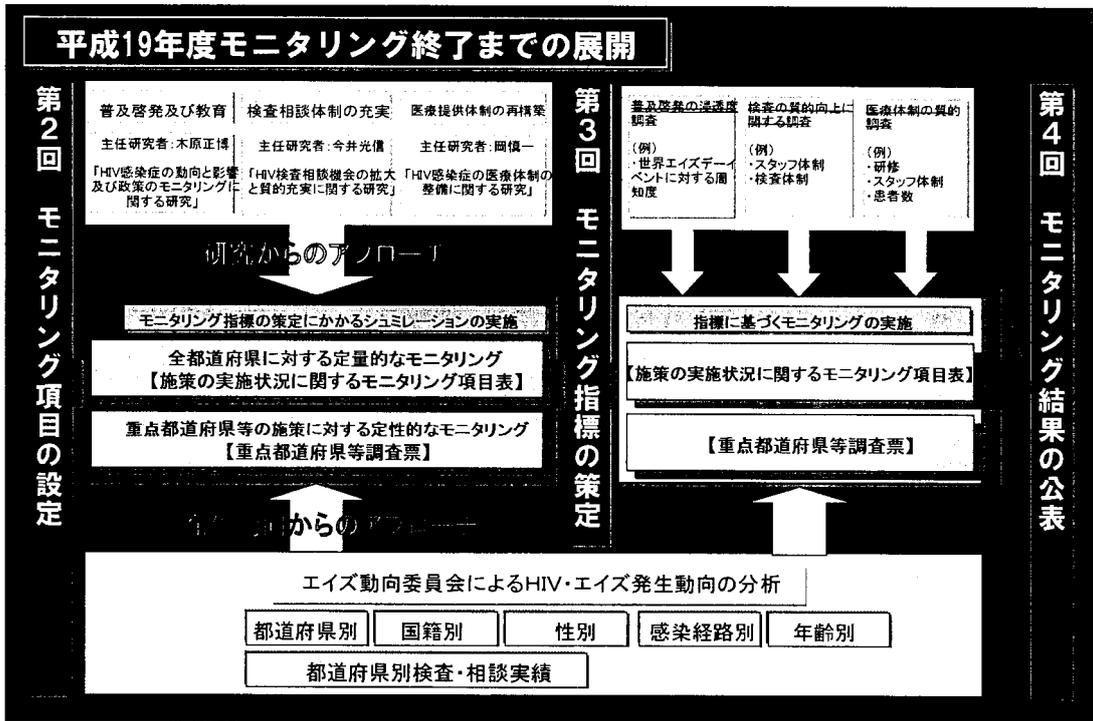
一 施策の評価

厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。

また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくとすることが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。

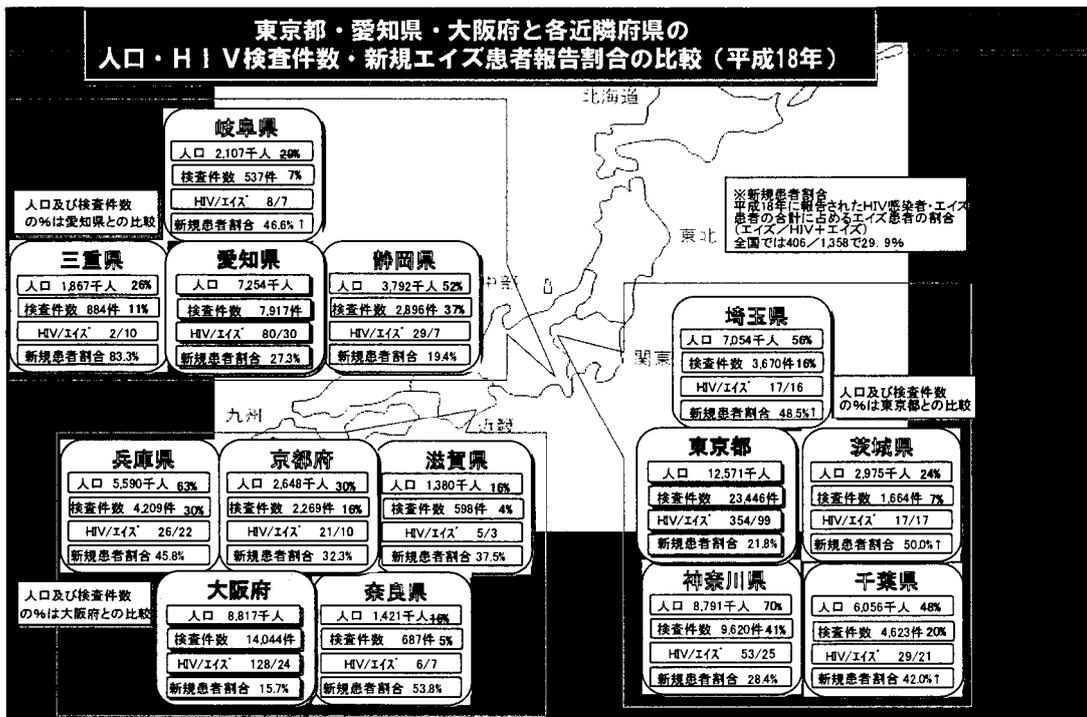
なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、NGO等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。



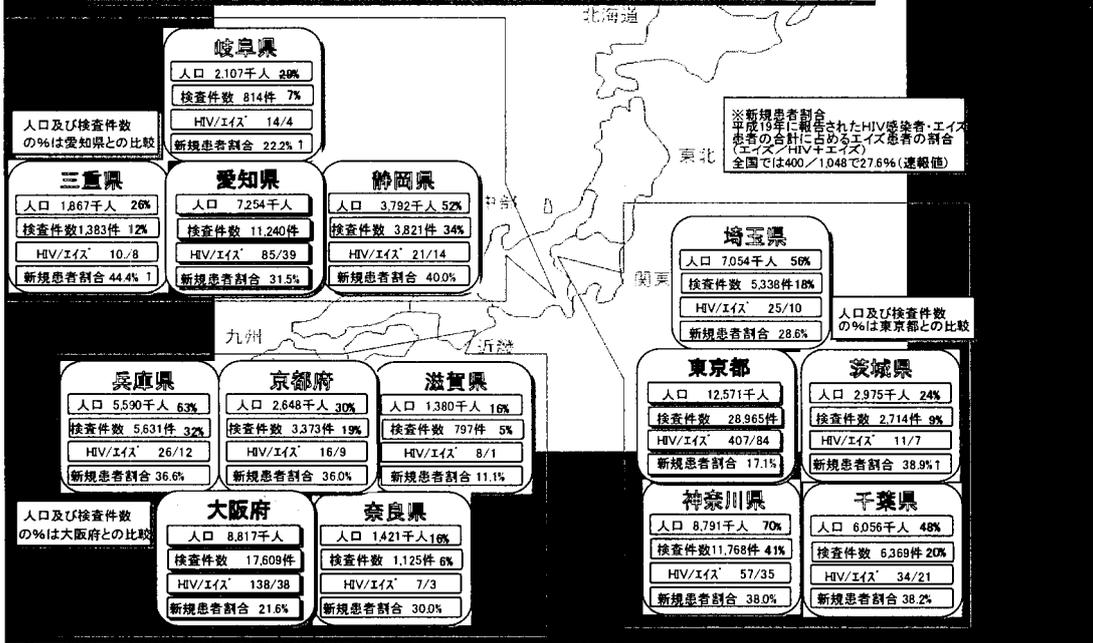


定量的なモニタリング指標

- ・施策の実施状況を客観的に把握する試み
- ・各自治体の経年変化を把握し、目標設定の指標に
- ・様々な項目により多面的な評価
- ・自治体ごとの地域の実情にあわせた柔軟な利用
- ・各指標は更に検討し、ブラッシュアップ



東京都・愛知県・大阪府と各近隣府県の人口・HIV検査件数・新規エイズ患者報告割合の比較（平成19年速報）



政令指定都市・周辺自治体の新規エイズ患者報告割合の比較（札幌市）

